

社会福祉法人 ひまわり福祉会

| 実施年度 | 監査区分 | 文書指摘の内容 | 改善状況の内容 | 実施年月 |
|------|------|--|---|------|
| 5 | 実地 | <p>固定資産に関する経費(減価償却費)が福祉事業用と就労支援事業用に区分されておらず、就労支援事業のための固定資産に関する経費(減価償却費)としなければならない経費が福祉事業の経費とされている。固定資産を福祉事業用と就労支援事業用に適正に区分し固定資産に関する経費(減価償却費)を福祉事業と就労支援事業に適正に区分すること。</p> <p>【会計基準省令第30条第4項、運用上の取扱い26附属明細書について(2)拠点区分で作成する附属明細書ア拠点区分で作成する附属明細書(別紙3⑩)就労支援事業製造原価明細書、留意事項17減価償却について(6)減価償却費の配分の基準25計算書類の勘定科目及び注記について(1)計算書類の勘定科目別添3勘定科目説明(4就労支援事業製造原価明細書勘定科目説明く勘定科目(減価償却費):製造・作業に係る固定資産の減価償却の額をいう。>】</p> | <p>減価償却費は適正に配分を行い今後とも適切な会計処理に努めて参ります。</p> | R5.9 |
| 6 | 未実施 | — | — | — |
| 7 | 未実施 | — | — | — |

「実地」・・・実地による監査を実施

「書面」・・・書面による監査を実施

「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度

「延期」・・・特別な事情により延期した場合

「中止」・・・災害等により延期